



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

国保高年齢受給者証
新しい受給者証を7月
27日(水)にお送りします

国民健康保険に加入している70歳～74歳のかたで、市が交付している国保の高年齢受給者証をすでにお持ちのかたへ、8月1日(月)から有効となる受給者証を7月27日(水)

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

■70歳未満のかたの自己負担限度額(1か月)

世帯区分	基礎控除後の総所得額	診療月以前1年間の高額療養費該当回数		適用区分
		1回～3回	4回以降(※)	
上位所得者	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 (市民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円	エ
市民税非課税世帯	市民税非課税	35,400円	24,600円	オ

※4回目以降の金額で支払いができるのは、医療機関が回数を確認して適用可能と認めた場合に限りです。それ以外の場合で4回以上に該当するときは、払い戻しの申請が必要です。

■70歳以上のかたの自己負担限度額(1か月)

区分		自己負担限度額
市民税課税世帯	一定以上の所得があるかた …高齢受給者証の一部負担金の欄が「3割」のかた	外来(個人ごと)▶ 44,400円 外来+入院(世帯ごと)▶ 80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01 <small>*12か月で4回以上支給の場合は4回目以降44,400円。</small>
	一般…高齢受給者証の一部負担金の欄が「2割」のかた(※)	外来(個人ごと)▶ 12,000円 外来+入院(世帯ごと)▶ 44,400円
市民税非課税世帯	区分Ⅱ…限度額適用・標準負担額減額認定証の区分が「区分Ⅱ」	外来(個人ごと)▶ 8,000円 外来+入院(世帯ごと)▶ 24,600円
	区分Ⅰ…限度額適用・標準負担額減額認定証の区分が「区分Ⅰ」	外来(個人ごと)▶ 8,000円 外来+入院(世帯ごと)▶ 15,000円

※昭和19年4月1日以前生まれのかたは、75歳到達まで特例措置により「1割」になります。

にお送りします。平成27年中の所得により改めて判定しているため、受給者証の自己負担割合が今までと違う場合があります。新しい受給者証をご確認ください。

●限度額適用認定証などの更新はお早めに

病院や薬局などの窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)から有効の新しい認定証は、次のとおり手続きしてください。

国保に加入している70歳未満のかた
被保険者証を持って、次の場所

で申請してください。受け付けは8月1日(月)からです。

受付会場(平日) 国保年金課(市役所1階)・西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

国保に加入している70～74歳のかた
対象になるかた(市民税非課税世帯)へ、6月下旬に申請書をお送りしました。記載された期限までに申請書を提出したかたへ、7月27日(水)に認定証をお送りします。

なお、市民税課税世帯のかたは「高齢受給者証」が認定証の代わりになるので、手続きは不要です。

●問い合わせ

国保年金課 ☎(888)5630

ジェネリック医薬品を
ご利用ください

「ジェネリック医薬品」は、先発医薬品と効き目や安全性が同等と証明され、厚生労働省が承認した安価な後発医薬品です。

後期高齢者保険の被保険者で、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額を300円以上削減できると見込まれるかたへ、秋田県後期高齢者医療広域連合から通知を7月と1月にお送りします。ジェネリック医薬品への切り替えは、主治医と薬剤師にご相談を。

●問い合わせ

後発医薬品差額通知コールセンター
☎0120-53-0006

交通事故防止!
飲酒運転の根絶を!

8月1日～10日は「夏の交通安全運動」 気温が高いこの時期は、注意力が緩慢になりがちです。一人ひとりが交通ルール・マナーを守り、交通事故を防ぎましょう
8月は「飲酒運転追放県民運動」の強調月間 飲酒運転を「しない・させない」を徹底し、飲酒運転の根絶をめざしましょう

●問い合わせ

交通政策課 ☎(888)5766



毎年8月10日に行っていた「秋田市夏まつり雄物川花火大会」の開催日が、今年から8月11日「山の日」に変わります。日程は、次回広報あきた8月5日号をご覧ください。西部市民サービスセンター☎(888)8080

秋田市職員採用試験(高卒程度、保健師)

受験案内書に従い手続きしてください。受験案内書は、市ホームページからも入手できます。

http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ps/

問い合わせ 人事課☎(888)5429



試験区分	採用予定数	受験資格
高校卒業程度	行政	8人
	土木	5人
	建築	2人
	電気	2人
	機械	2人
	消防	6人
保健師	5人	昭和62年4月2日以降に生まれ、保健師資格を有するかまたは取得見込みのかた

第一次試験の内容

行政▶一般教養、論文、適性検査、面接
 消防▶一般教養、論文
 行政、消防以外▶一般教養、専門、適性検査、面接

筆記試験

9月18日(日)、秋田県JAビルで

面接試験

10月1日(土)・2日(日)、秋田市役所で

受験案内書の配布場所

■消防以外…総合案内(市役所1階)、人事課(4階)、各市民SC(中央を除く)、駅東SC、秋田市東京事務所(東京都千代田区)
 ■消防…総合案内、消防本部総務課、各消防署・分署・出張所

申し込み

8月8日(月)から19日(金)までに人事課へ。消防は消防本部総務課(消防庁舎4階)へ

*身体障がい者が対象の試験は10月16日(日)に行います。採用試験日程などは、市ホームページをご覧ください。また、今後の広報あきたでもお知らせします。

和室は2部屋



6月25日の竣工式で、桜中学校吹奏楽部が、式典を盛り上げました



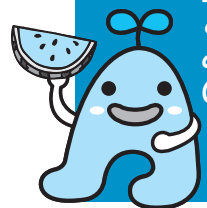
桜地区コミュニティセンターが開館しました

6月27日、桜地区コミュニティセンターが開館しました。建物は2階建てで、洋室(会議室)、多目的ホール(体育館)、和室、調理室などが設置されています。

管理・運営は、地元の桜地区コミュニティセンター管理運営委員会が行います。地域自治活動などに、ぜひご利用ください。

☎(834)2815

夏到来! 生ごみの水きりでゴミ減量



夏場の生ごみ減量に向け、一人ひとりができることから取り組みましょう。

生ごみは捨てる前にギユツ! とひとしぼり

家庭ごみの約半分は生ごみです。特に夏場は、水分を多く含む果物などで生ごみが増加してしま

います。生ごみは捨てる前に、ギユツとひとしぼりすると約10%の水分をカットでき、ごみの臭いも軽減します

また、ごみの水分が少ないと、ごみの処理に必要な燃料も少なくて済むので、環境にもとてもやさしいんです。今日から捨てる前のギユツとひとしぼり、実践していきましょう!

果物の皮を乾かしてみよう

ごみ減量には、生ごみや果物の皮などを一晩おいて乾かすのも効果的です。例えば、夏の定番、スイカは半玉の皮だけでも1.2kgもあります。この皮を、風通しのよい所で乾かすと、1日半で300gも減量します。柑橘系果物では、68gの皮が2日間で12gまで減量しました。

ごみ減量のため、ちょっとひと工夫にご協力ください。

問い合わせ 環境都市推進課

☎(888)5708

7月18日(月・祝日)の「海の日」は、家庭ごみと資源化物を収集します

収集日にあたる地区のかたは、忘れずに出してください。環境都市推進課

☎(888)5709